

今回のテーマ

# 日本国憲法はどうしてあんなに改正が難しいの？

—近代的憲法はそもそも国家権力から『私人の自由』を守るものだからです—

憲法は一般の法律のように簡単に改正できません。今回は、それがどうしてなのか、憲法の中でも『個人の尊重』がとくに大切だと言われていることとの関係で学習したいと思います。皆さんも一緒に学習してみませんか。

☆と き：2013年10月28日（月）

18：30～20：00

☆ところ：東北大学職員組合書記局

（片平キャンパス内。右図参照）

☆講師：草場裕之 弁護士

（草場法律事務所）



※以下は、中立派（中海さん）と護憲派（護山さん）の架空の会話ですが、今回の学習会で私たちが学びたいポイントをイメージしてみました。

**中海：**今の憲法はどうしてあんなに国会での改正発議要件が厳しいの？社会の進歩に合わせてどんどん改正できる方がいいんじゃないかなあ。

**護山：**日本国憲法に限らず、現代的意味での憲法の中核は国家権力から私人の自由を守る人権規定にあるからだよ。ぼくらの人権が国会の過半数で簡単に奪われたら大変だよ。厳しくて当然！しかも、日本が特別に厳しいわけじゃないんだ。何回か憲法改正があった国でも日本よりハードルが高いところもあるそうだよ。

**中海：**憲法の人権規定のことなんか言われても、ぼくは全然学校で教わらなかったからさっぱり分からないなあ。それじゃ聞くけど、人権規定の中で一番大事なのは何条なの？

**護山：**憲法の人権規定を知らないのは君のせいじゃなくて、学校で法教育を全然しない方が間違ってるんだよ。日本国憲法の人権規定の中で一番大事なのは13条だ。

**中海：**13条ってどんな条文なの？

**護山：**「第十三条 すべて国民は、個人として尊重される（＝個人の尊重）。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする（＝幸福追求権）。」というものだよ。

**中海：**なんだか抽象的だし、当たり前のことを言ってるだけなんじゃないかなあ。

**護山：**この13条は人権規定の総則だけど、抽象的な権利の規定でも国の努力義務の規定でもないんだ。13条の「個人の尊重」と「幸福追求権」という規定がなくなったら大変だよ。「幸福追求権」を基とする個々の権利は「裁判上の救済を受けることができる具体的権利」であるというのが判例・通説だし、現に日照権なんかも裁判所が認めてるよね。そして何より、肖像権や名誉権を含む「プライバシー権」という新しい人権もここから導かれ、最高裁が認めて確立したんだ。もしそれがなくなったらどうなると思う？警察やら「内閣情報局」やらが国民を四六時中監視して撮影することが可能になってしまうんだよ…。